



Safety and Health

安全と健康

No.238

今月のおすすめ改善事例

【デイベンロイ・リネンサプライ】

第10回東京労働安全衛生学校で見学をさせていただいたデイベンロイ・リネンサプライでは、リネン製品をクリーニングしている。この写真はプレスする機械へシーツやタオルを入れる部署。一見して、数多いスポットクーラー、作業高を調整するプラットフォーム、増設された照明器具等の改善が目に入る。



- 今年もキーワードは「参加」…2
- 特報 第10回東京労働安全衛生学校…3
 - ・参加者の声…6
- トピック じん肺合併肺がんの新認定基準…7
- 石綿全国連が厚生労働省に
認定基準見直し要請…9
- 2003年度自治労安全衛生集会…11
- 地域から・相談から
 - ・建設労働者のじん肺管理区分認定…12
 - ・突然腰に激痛が 腰椎椎間板ヘルニアと診断…13
- 2003年・新リレーエッセイ 邂逅(出会い)…14
- センター事務局・新年の抱負集…15
- センター活動日誌&スケジュール…16

特定非営利活動法人

東京労働安全衛生センター機関紙

〈頒価〉200円

発行人:平野敏夫

住所:〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F

Tel (03)-3683-9765 Fax (03)-3683-9766

E-mail etoshc@jca.apc.org

Homepage URL <http://www.jca.apc.org/etoshc/>

振替:【郵便】00160-8-183157

【中央労金亀戸支店】284-1612779

発行日:2003年1月28日



地域から・相談から…

建設労働者のじん肺管理区分認定

全建総連東京都連、ひまわり診療所とセンターは、都連傘下の組合が実施する健康診断時の胸部レントゲン写真をじん肺のための読影をおこない、じん肺被災者の早期発見を労災補償の支援を続けてきた。2001年度以前の読影によりじん肺合併症により昨年労災申請を行った被災者は7名で、昨年中に4名が支給決定を受けた。

建設ユニオン練馬支部のAさんは1963年から解体、土木の仕事に従事しており、最初の10年間は労働者として雇用され、1973年以降は一人親方として、1980年からは事業主として約40年間に亘って、現場で解体やはつり作業による粉じん、また、石綿の粉じんに暴露してきた。1973年から1980年までは労災特別加入（後述）は未加入であった。2001年9月に組合の健診を受け、11月ひまわり初診、2002年3月に事業主のじん肺管理区分決定にあたる「じん肺の所見について」で管理2相当の決定を受けた。検査の結果、続発性気管支炎を合併しており、今年5月に池袋労基署へ労災申請した。

事業主または一人親方は労働者ではなく、従って通常の労災補償を受けることは出来ない。しかし、建設業では請負い契約により技能や労働力を提供する事業主が労働者と同様に現場で多く働いている。こうした事業主が自主的に加入する労災制度が特別加入で、日額を自分で設定して保険料を支払うことにより加入する。建設の労働組合はこの特別加入の事務組合を兼ねている。問題は、Aさんのように、労働者として粉じんに暴露した期間と事業主として暴露した期間が両方ともある場合、また、未加入の期間がある場合である。まず、未加入の暴露期間が労働者の期間と特別加入していた期間を合わせた期間よりも長い場合には基本的に労災での補償は受けられない。保険加入期間が長い場合に初めて補償が受けられるが、その場合でも労働者としての暴露期間が特別加入の

暴露期間よりも長い場合には労働者として、逆の場合には特別加入者として補償を受けることになる。従ってAさんの場合には特別加入者として請求を行うことになる。こうした複雑な制度のため、建設じん肺の労災認定には時間がかかる。Aさんの場合は7ヵ月後の今年11月に支給決定を受けることができた。

首都圏建設産業ユニオン多摩北支部のBさんは建築大工として1951年から2001年までの50年間働いてきた。途中、6年間ほど事業主の期間があるが他は労働者として雇用されてきた。2001年の健康診断でじん肺有所見とされ、11月ひまわり初診、2002年4月じん肺管理2決定、5月に三鷹署へ労災申請を行い、半年後の11月に労災認定を得た。

首都圏建設産業ユニオン東埼玉支部のCさんは、1950年から61年ガラス工場、1961年から2001年まで配管工として、1973年からは事業主として、主に住宅の配管工事に従事した。1999年頃からせきが出て息苦しいことが多くなり、健診でもじん肺有所見とされるが、管理区分申請では所見なしの管理1とされてしまった。その後2001年再度じん肺管理区分申請し、管理2決定を受けた。2002年7月浦和署へじん肺合併続発性気管支炎で労災申請し、4ヶ月後12月に業務上決定を得た。

東京建設従業員組合のDさんは、1942年から45年小松川の日本化学工業で働き、その後、電気修理工を経て、1959年から鉄工として働く。1969年には事業主となり、センター事務所からも近い江東区大島で鉄工所を営んできた。溶接、グラインダーや鉄骨に吹付けられた石綿に触れる作業に従事して、1990年ころから息切れがひどくなり、1993年には現場での作業が出来なくなった。2001年の読影で初めてじん肺有所見となり、2002年2月ひまわり診療所初診、4月にじん肺管理2相当とされ、7月に亀戸署へ労災申請し、

突然、腰に激痛が走り 腰椎椎間板ヘルニアと診断

10月に労災認定を受けることができた。3ヶ月で認定されたケースは最速であった。

以上の4件が最近の認定事例である。2年ほど前に最初の建設労働者のじん肺関連での労災申請を行った頃には、認定に1年以上かかることが多かったことを思えば、半年以内での認定は、かなり速くなったといえるが、まだ署によっては動きが遅いこともある。また、医療機関にカルテの写しを求める署も現れているが、これは法的に根拠がないだけでなく、認定には不要である。患者の重要な個人情報をいたずらに提供させてはならない。

(事務局・外山)

Kさん(男性・33歳)は、ビルの設備管理の会社に勤務し、渋谷区のオフィス・ビルで半年前から仕事をしてきた。ここでの作業はビル全館の空調機と室内の清掃だった。空調機の汚れはひどく、清掃作業は相当なハードワークだった。

昨年1月、4階の事務所の一室で窓際にある空調機のフィルターを掃除するために、手前で障害になっていたスチール製のキャビネット(60kg)を動かそうとした。中腰でキャビネットの下部に手をかけて持ち上げようとしたとき、腰に痛みが走った。仕事を続けていたが、だんだん痛みが強くなり、歩けなくなった。その日は午後控え室で横になっていた。3日後に整形外科に受診したところ腰椎椎間板ヘルニアと診断された。

Kさんは5年前に別の職場で仕事で腰痛を発症し、労災認定されている。そのときの腰痛はすでに完治しており、その後は特に問題なく仕事をしてきた。

会社は労災と認めず協力しなかったが、渋谷労働基準監督署に労災請求手続きをとることにした。会社は仕事ができない彼を解雇した。

Kさんは5年前に相談したセンターに再度相談。その後、大学病院に転医しヘルニアの手術を受け治療を続けてきたが、ようやく昨年暮れに業務上認定された。Kさんは今なおリハビリ治療中である。

(事務局・飯田)